

別表

区分	経費	交付率又は交付額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業・食品産業強化対策整備交付金				
I 強い農業づくり総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)	<p>1 事業費</p> <p>(1) 産地競争力の強化 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（以下「国要綱」という）に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) みどりの食料システム戦略の推進 国要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額（6/10, 11/20, 1/2, 4/10, 1/3, 1/4, 1/5以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、国要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>定額（1/2以内）</p> <p>定額（1/2以内）</p>	<p>1 卸売市場法第16条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用</p> <p>2 交付金の交付決定を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）の交付額の変更</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
II 強い農業づくり総合支援交付金 (卸売市場等支援タイプ)	<p>1 事業費</p> <p>(1) 食品流通の合理化 国要綱及び卸売市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額（4/10, 1/3以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、国要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>定額（1/2以内）</p>		
III 令和4年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策事業	<p>1 事業費</p> <p>(1) 産地競争力の強化 国被災産地実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 食品流通の合理化 国被災産地実施要領及び卸売市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額（1/2以内） ただし、助成対象施設が園芸共済加入対象施設の場合は、国被災産地実施要領の別紙1の4のア、イのとおりとする。</p> <p>定額（1/3以内） ただし、中央卸売市場（卸売市場法第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場）及び地方卸売市場（卸売市場法第13条第1項に基づく認定を受けた卸売市場）における卸売場施設及び仲卸売場施設に係る整備の場合にあっては1/2以内</p>		